

埋蔵文化財の保護のために

開発・建築事業に伴う埋蔵文化財の取り扱い



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護運動を全国に推し進めるための旗印として、昭和四十一年五月に定められたものである。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である斗栱(ますぐみ)のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を、過去—現在—未来にわたり永遠に伝承していくという精神を象徴したものである。

横須賀市教育委員会教育総務部生涯学習課文化財担当

電話：046-822-8484

FAX：046-822-6849

E-Mail：se-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp

1. 土木工事・建築行為を実施する場合の取り扱い

(1) 埋蔵文化財包蔵地の所在確認

事業を計画している方は、まず始めに事業計画地における周知の埋蔵文化財包蔵地の所在を確認してください。次の方法で確認できます。

- ① 横須賀市教育委員会発行の『横須賀市埋蔵文化財分布地図・地名表』
市教育委員会生涯学習課窓口・市政情報コーナー・図書館・公民館にあります。
- ② 都市部都市計画課設置の都市情報システム
- ③ インターネット：横須賀市ホームページ-[よこすかわが街ガイド]-[文化財情報・指定文化財]
よこすかわが街ガイド = <http://www2.wagamachi-guide.com/yokosuka/>

(2) 事前相談および試掘確認調査の実施

次に、事業計画地あるいはその近隣に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在している場合、あるいは事業面積が広いことなどから未周知の埋蔵文化財包蔵地の所在が予測される場合は、埋蔵文化財の所在状況とその取り扱いについて市教育委員会生涯学習課に相談してください。

生涯学習課では埋蔵文化財の所在確認のため、「現地踏査」、「試掘・確認調査」を実施します。これらの調査は事業者の依頼により実施します。土地所有者の「発掘調査承諾書」を添付して「埋蔵文化財試掘・確認調査について（依頼）」を提出してください。

【周知の埋蔵文化財包蔵地】神奈川県教育委員会の「埋蔵文化財包蔵地台帳」に登載されている遺跡。埋蔵文化財が存在する土地のほか、その土地と地形の連続性などから埋蔵文化財の所在が予測できる土地を含む。遺物散布や試掘調査により周知されるほか、伝承により周知されている場合もある。

(3) 埋蔵文化財の保護に関する協議および土木工事等のための発掘に関する届出

試掘・確認調査の結果、事業計画地に埋蔵文化財が確認された場合、事業者は事業の実施と埋蔵文化財の保護について市教育委員会生涯学習課と協議してください。

また、工事着手の60日前までに神奈川県教育委員会教育長あてに文化財保護法第93条第1項に基づく届出をしてください（国・県・市等の場合は同法第94条第1項に基づく通知）。

届出の用紙は市教育委員会にあります。届出には位置図（案内図）と建物等の配置がわかる平面図、掘削深度や盛土高がわかる断面図を添付してください。提出先は市教育委員会生涯学習課。提出された届出書は市教育委員会の意見を付けて県教育委員会へ送ります。

(4) 県教育委員会からの指示

“(2)”の届出に対して県教育委員会から通知がありますので、事業の実施にあたってはこの指導事項を遵守してください。通知の内容は次のとおりです。

○県教育委員会からの通知

- ア 現状保存：緑地等で保存される場合
- イ 記録保存：本発掘調査を実施し、記録保存の措置をとる必要がある場合
- ウ 工事立会：市教育委員会の職員が工事中に立ち会う必要がある場合
- エ 慎重工事：事業の内容と埋蔵文化財の状況からア～ウが必要ないと判断できる場合

2. 工事中に埋蔵文化財を発見した場合の取り扱い

(1) 工事中の埋蔵文化財発見の届出（不時発見の届出）

工事中に土地所有者または占有者が埋蔵文化財と認められるものを発見した場合は、その現状を変更することなく、遅滞なく速やかに神奈川県教育委員会教育長あてに文化財保護法第96条第1項に基づく届出をしてください（国・県・市等の場合は同法第97条第1項に基づく通知）。

なお、県教育委員会教育長は届出の有無に関わらず現状変更の停止・禁止の命令を出すことができます。

(2) 発掘調査の実施

事業者は工事の継続に先立ち、周知の埋蔵文化財包蔵地と同様に本発掘調査を実施してください。

埋蔵文化財の不時発見は事業スケジュールに多大な影響を与えます。事前に埋蔵文化財の所在を確認し、その取り扱いについて市教育委員会と十分に協議しておくことが重要です。

3. 本発掘調査の実施

(1) 本発掘調査の実施

県教育委員会の指導“1-(4)-イ”に基づき、事業者は本発掘調査を実施してください。事業者自ら発掘調査を実施できない場合、調査機関に委託することができます。調査機関の選定は「神奈川県内民間調査組織一覧」(市教育委員会生涯学習課に配備)を参考にしてください。

調査機関決定後、事業者・調査機関・市教育委員会の三者で発掘調査の基本事項に関して協定を締結します(三者協定)。また、調査機関は発掘調査着手の30日前までに文化財保護法第92条第1項に基づく発掘調査の届出をします。届出に必要な土地所有者の調査承諾書をご用意ください。

【本発掘調査(事前調査)】 国民共有の財産である埋蔵文化財を事業の実施によって消滅させてしまう場合、あるいは後世に伝えていくために悪影響を与えてしまう場合、現状保存する代わりに発掘調査を実施して、その記録を残しておく(記録保存)のために実施する調査です。

○事業者協力していただくこと

ア 発掘調査期間の保証(精密な手作業による学術調査であるため、工事着工前に十分な期間が必要)。

イ 発掘調査経費の負担(発掘調査および出土品整理、報告書刊行にかかる経費は、原則として事業者の負担になります)。

(2) 本発掘調査の終了・出土遺物の取り扱い

市教育委員会生涯学習課は調査機関から調査終了の報告を受けたら発掘調査の終了確認を行い、その結果を事業者に報告し、発掘調査が完了します。

発掘調査で出土した遺物については、文化財保護法第108条、遺失物法第1条の規定により、調査機関(発見者)が最寄の警察署に「埋蔵物発見届」を提出します。また、出土遺物は発掘調査報告書を作成する上で必要であるため、調査機関が一時的に保管することを認めています。この場合、調査機関は市教育委員会生涯学習課に「出土文化財保管証」を提出します。

出土遺物は本市教育委員会が監査した上で文化財として認定します。文化財認定した出土遺物は神奈川県に帰属します。なお、出土遺物は国民共有の財産として一括保管かつ公開することが望ましいので、土地所有者・発見者に対してはその所有権の放棄をお願いしております。

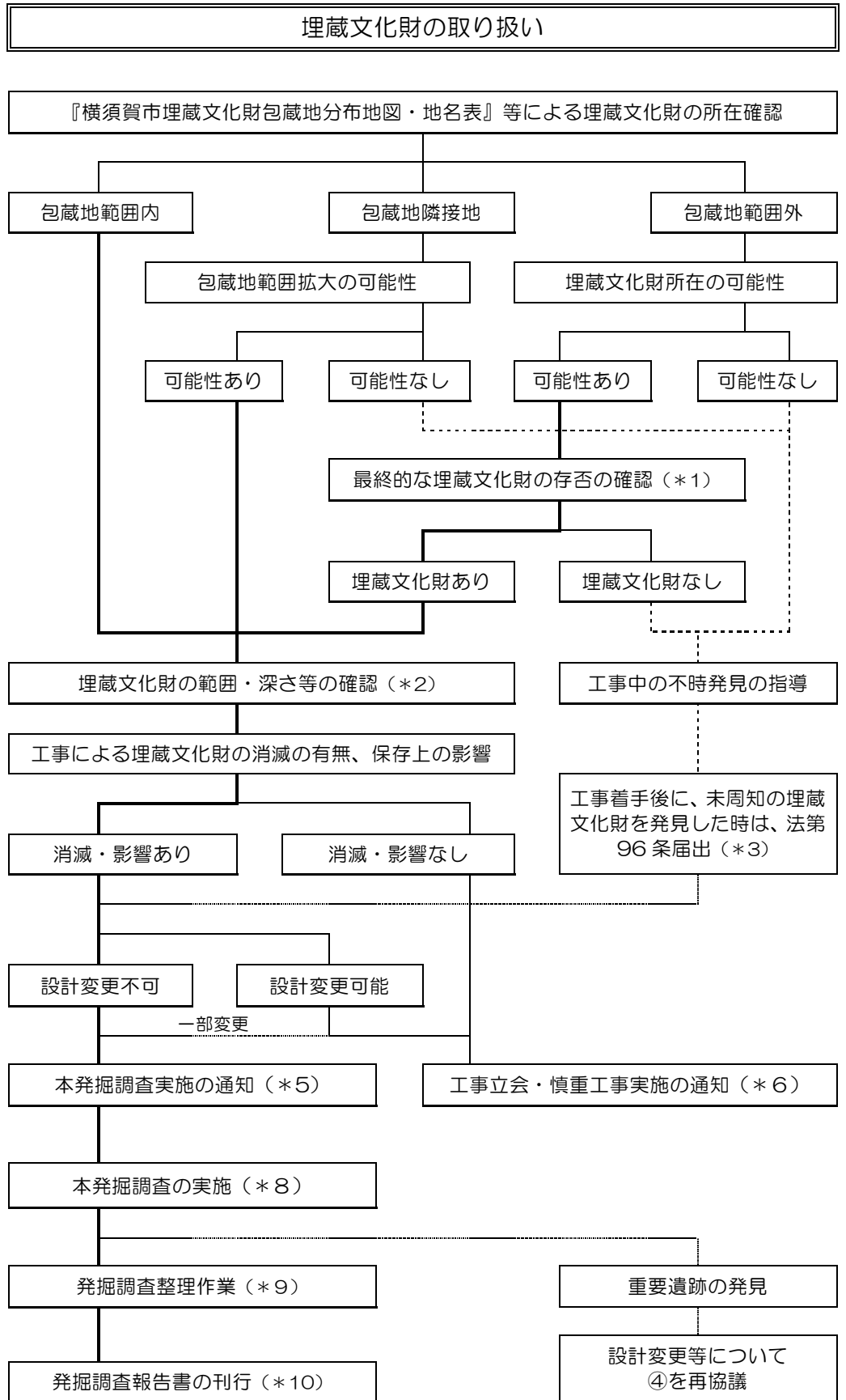
(3) 出土遺物・記録類の整理作業、発掘調査報告書の刊行

発掘調査終了後、調査機関は出土遺物や記録類の整理作業、報告書編集を経て、学術的な発掘調査報告書を刊行します。発掘調査報告書は行政資料・学術図書として活用されます。市内外の公共機関等に配布しますので十分な冊数を刊行し配布してください。

史跡・名勝・天然記念物指定地の取り扱い

史跡(国・県・市指定)に指定されている土地において、形質変更行為等を伴う土木・建築工事等を行う場合、所有者・占有者・管理者は事前に「現状変更等許可申請書」を提出し、許可を受ける必要があります(国・県指定の場合は市を経由)。

形質変更行為等の行為が終了した時は、所有者・占有者・管理者は「現状変更等終了報告書」を速やかに提出する必要があります。



法：文化財保護法

*1・2：教育委員会が実施。ただし、早急な実施を望まれる場合は必要なお協力をお願いします。

*3：国（国等の機関を含む）・県・市が事業主体の場合は法第97条に基づく通知。

*4：事業着手の60日前に届出。国（国等の機関を含む）・県・市が事業主体の場合は法第94条に基づく通知。

*5・6：神奈川県教育委員会から指導事項の通知があります。

*7：土地所有者（占有者）の発掘調査承諾書で、法第92条第1項に基づいて調査主体者が提出する発掘調査届の添付書類。

*8・9・10：費用は原則として原因者（事業者）の負担。

